



公式ホームページ



公式SNS (X)

2024,11,21

No. 125

申
18
号

すべての仲間の「働きがい」と「豊かさ」を形にするために、 諸手当改善をはじめとした総合労働条件の向上を求める申し入れ

11/20 提出 その1

「JTSU-E 2024 “秋”」総合労働条件向上を求める申し入れを提出!

申し入れ項目

1. 賃金規程第2章（基本給）第22条の3（昇給の所要期間及び昇給係数）「【前略】その昇給係数は、4（以下「所定昇給係数」という。）以内とする。【後略】を「【前略】その昇給係数は、4（以下「所定昇給係数」という。）とする。【後略】」に改めること。
2. 賃金規程第2章の2（満55歳以上の社員の基本給の取扱い）第33条の6（昇給）「満55歳以上の社員については、第2章第3節に規定する昇給は実施しない。」の定めを廃止すること。
3. 退職手当規程第4条（退職手当算定基礎給）に定める「第二基本給」を廃止すること。
4. 賃金規程第3章（都市手当）第34条（支給範囲）都市手当等級区分表（別表第9）の定めにある「等級区分・D級地」に以下の地域を追加すること。

埼玉県	蓮田市・白岡市・久喜市・桶川市・熊谷市
山梨県	大月市
茨城県	古河市・龍ヶ崎市・牛久市・土浦市
栃木県	野木町・小山市
宮城県	仙台市
新潟県	新潟市
5. 賃金規程第4章（扶養手当）第39条（扶養親族の範囲）に定める（2）18歳未満の子及び（7）重度心身障害者ア子（血族に限る。）に対する、第40条の定めをそれぞれ10,000円加算した額に改めること。
6. 賃金規程第6章（通勤手当）第56条（支給額及び支給限度額）の2号の定めにある支給額をそれぞれ1,000円増額すること。
7. 賃金規程第7章（職務手当）第64条（職務手当）別表17の定めについて、適用基準が不明確のため基準に関する細目基準を示すこと。
8. 賃金規程第7章（職務手当）第64条（職務手当）別表17番号3(3)「乗務員の見習の技術指導を行う者として特に指定された者」に対する職務手当支給について、見習発令後の線見終了までの間についても支給すること。また、転勤者に対する線見指導及び代替業務を行う社員（予備指導）についても同様に取扱うこと。
9. 賃金規程第8章（技能手当）別表19の11 電気主任技術者の支給額を増額するとともに、電気工事士についても支給の対象とすること。更に、10 技術職等の社員について
 - (1) 資格別に定めた点数の合計が 10点以上 4,000円
 - (2) 資格別に定めた点数の合計が 5点以上 3,000円
 - (3) 資格別に定めた点数の合計が 5点未満 1,000円とすること。
10. 賃金規程第9章（特殊勤務手当）第96条（支給額）の定めにある深夜早朝勤務手当の支給額をそれぞれ30%増額すること。なお、端数においては、100円単位に繰り上げること。
 - 1.1. 賃金規程第9章（特殊勤務手当）第102条（乗務員勤務により乗務した場合等の支給額）(1)時間額 イ ワンマン加給に定める「【前略】前アに定める定額に200円を加える。」を「【前略】前アに定める定額に400円を加える。」に改めること。
 - 1.2. 賃金規程第9章（特殊勤務手当）第102条（乗務員勤務により乗務した場合等の支給額(2)キロ額 イ ワンマン加給に定める「【前略】前アに定める定額に2円を加える。」を「【前略】前アに定める定額に4円を加える。」に改めること。
13. 繁忙期手当として、最繁忙期料金の設定期間に勤務した場合に、賃金規程第9章（特殊勤務手当）第105条の9（支給額）に準じた内容で手当を新設すること。
14. 賃金規程第10章 第3節 第113条2（夜勤手当）の定めにある支給額を50/100に増額すること。
15. 賃金規程第15章（寒冷地手当）第135条(支給範囲)における受給者に対し、特別給付として一律30,000円を支給すること。
16. 現業機関において勤務する者のうち自動車運転を行う者に対して自動車運転手当を新設すること。なお、自動車運転を行う者を特に指定し、指定された者に対して月額5,000円の支給とすること。
17. 現業機関において勤務する者のうち、高気温環境下で作業に従事する者に対し「酷暑（高温）手当」を新設すること。なお、支給にあたっては夏季（7月～9月）期間において1暦日あたり500円を支給すること。

諸手当改善を求める要求を
組合員の声に基づきつくり出す!

その2へ



すべての仲間の「働きがい」と「豊かさ」を形にするために、 諸手当改善をはじめとした総合労働条件の向上を求める申し入れ

11/20 提出 その2

申し入れ項目

18. 営業施策に伴う業務執行体制の変更、販売体制の加速度的な変化、多種多様な対応に伴うスキルが求められる接客に対し、「営業接客手当」を新設すること。なお、支給にあたっては月額6,000円とし、賃金規程の別表第17一般社員の職務手当の支給基準及び支給額表の6(1)(2)との併給は行わないこと。
19. 営業職等社員の教育に対する手当として「教育手当」を新設すること。なお、支給額については1勤務につき200円、2暦日にまたがる場合には400円を支給すること。
20. 高放射線量箇所が多い帰還困難区域(福島県)にて業務に従事する社員に対する手当を新設すること。
21. 人身事故・小動物衝突後の車両修繕及び清掃等対応時の手当を新設すること。
22. 直轄作業時等に保守手続き(線路閉鎖工事や停電工事等)を行う社員に対する手当を新設すること。なお、支給額については1回につき500円とすること。
23. 列車屋根上での作業および高所作業車等での作業を担当する社員に対して、「高所作業手当」を新設すること。なお、支給額については1暦日につき500円とすること。
24. 就業規則 第7章第2節(労働時間、休憩時間、休日等)第59条の2および第60条で定める「特別休日制」における第1種特別休日制ならびに第2種特別休日制のいずれの適用者に対し特別休日を2日間増付与すること。
25. 就業規則 第7章第5節(年次有給休暇)第73条(使用単位)の定め、年次有給休暇について5日の範囲内で時間を単位とする「年休の時間単位取得」を適用すること。
26. 就業規則 第7章第8節(就業制限等)第123条の2(育児、介護を行う社員の就業制限)第1項「会社は、小学校就学の始期に達するまでの子(養子等を含む。)を養育する社員で【後略】を「会社は、小学校3年生までの子(養子等を含む。)を養育する社員で【後略】に改めること。
27. 育児・介護勤務規程3条(対象者、選択できる勤務及び期間)に定める対象者については「3歳に達しない子」から「小学生未就学児の子」に変更し、期間を「子が6歳に達する日の年度の末日までの原則として暦月を単位とした会社が認めた期間」と変更すること。また、育児・介護勤務Bを選択できる対象者を「3歳以上かつ小学校3年生までの子」から「小学校1年生以上かつ小学校6年生までの子」とし、その期間を小学校6年生の年度末までの原則として年度を単位とした会社が認めた期間に変更すること。
28. 勤務時間中における乗客による暴力行為等に対するお見舞い金支給制度を新設すること。
29. 「新たなジョブローテーション制度」を廃止すること。
30. 不妊治療に対する補助制度を新設すること。
31. 社宅入居要件(家族構成・地域・職制制限)を撤廃すること。
32. 所有住宅援助金について、経過年数による金額変動を廃止し「月額10,000円」に引き上げること。
33. 賃貸住宅へ居住する社員に対する賃貸住宅援助金について、特定給付地域表の地域以外の場合には「上限15,000円まで」を「上限30,000円まで」とし、特定給付地域表の地域の場合には「上限30,000円まで」を「上限50,000円まで」に改めること。
34. 社員受診の人間ドックについて「3年に1回無料」を「2年に1回無料」へ補助内容を改めること。また、健康経営の推進に向け、人間ドックの基本検査項目の充実を図ること。
35. 営業、運輸職場の泊り前勤務における睡眠時間については、6時間以上を確保すること。また、運輸(乗務員)システムに関する睡眠時間設定の考え方については、乗り継ぎ交代においては着発7時間以上とし、入出区がある場合には着発7時間30分以上とすること。
36. 営業、運輸職場における食事時間の設定については、労働基準法第34条を遵守した時間設定とすること。
37. 列車内における車内秩序維持および料金の通脱防止、また安全性確保、公正・公平なサービス提供を目的に、特急列車については「車掌2名以上の乗務体制」とすること。
38. 感染症予防対策としての社内の取り組み(換気の推奨・手指の消毒・手洗いうがい等)についての確かつ継続して実施すること。
39. 女性社員の配属については、関係箇所に女性設備を完備した上で配属すること。また、女性設備整備箇所における日々の環境整備ができる体制とし、配属・配置すること。

働く者がより良い将来の展望を持てるように
諸手当改善・総合労働条件向上の実現を!